

成年後見制度(法定)申立マニュアル (延岡版)

延岡・西臼杵権利擁護センターでは、申立支援事業として、「申立てマニュアル」を作成しました。

一次相談窓口等の方が**成年後見制度(法定)の必要性の判断～申立て前までに必要な相談対応**を行う際に活用して頂けたらと思います。

一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会

延岡・西臼杵権利擁護センター

〒882-0055 延岡市山下町1丁目7番地9

(北老人福祉センター内)

TEL:(0982)20-4515

FAX:(0982)20-4517

E-mail:kenriyogo@emuemukai.jp

HP アドレス:<https://www.emuemukai.jp>



じん犬くん

データでの書類取得を希望される方はこちらから ⇒
※延岡市高齢者福祉協会のホームページから検索下さい



成年後見制度(法定後見)申立てマニュアルの使い方

Point
1

成年後見制度の基本的
な知識



成年後見制度の基本的な内容を説明する際に、ご活用下さい。

(1 ページ参照)

Point
2

成年後見人等の仕事



成年後見人・保佐人・補助人の仕事を説明する際に、ご活用下さい。

(2 ページ参照)

Point
3

一次相談窓口と
二次相談窓口の役割



一次相談窓口と二次相談窓口の役割ついて。

(3～4 ページ参照)

Point
4

成年後見制度必要性の
判断と相談窓口



成年後見制度(法定)の必要性の判断を行う際に、ご活用下さい。

(5 ページ、10 ページ参照)

Point
5

申立てについて



申立人の検討(本人申立て・親族申立て・首長申立て)を行う際に、ご活用下さい。

(6～7 ページ参照)

Point
6

成年後見制度利用の流れ



成年後見制度(法定)の利用の流れや成年後見制度のQ&Aについて。

(8～9 ページ参照)

成年後見制度について

任意後見制度とは

将来、認知症などの精神上的の障がいにより**判断能力が低下した場合に備えて**、自分に代わって適切な管理や手続きを行ってくれる人を**あらかじめ選んでおく**契約の事です。

任意後見制度の概要

移行型



判断能力の低下なし

委任契約と任意後見契約を同時に結び、本人の判断能力低下後に任意後見に移行する。

将来型



判断能力の低下なし

委任契約は結ばずに判断能力低下後、任意後見に移行する。

即効型



判断能力が低下し始めている

すでに判断能力が低下し始めており任意後見契約後すぐに任意後見スタート！

※委任契約は、**判断能力の低下がない方**が代理人を選んで**生活の支援や財産の管理等を任せる**契約です。

家庭裁判所が選んだ**任意後見監督人（弁護士や司法書士等）**の監督を受ける。

法定後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって**判断能力が低下した方**について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで**本人を法律的・生活面で支援**する制度です。

法定後見制度の概要

後見



判断能力が**全くなし**

後見人に代理権と取消権が与えられる

保佐



判断能力が**著しく不十分**

保佐人に特定の事項以外の同意権と取消権が与えられる

補助



判断能力が**不十分**

補助人に一部の同意権と取消権が与えられる

原則、**家庭裁判所の監督**を受ける。法定後見人等は、年1回程度、家庭裁判所に後見業務の内容を報告。

成年後見人等の具体的な職務内容

	できること (業務となっているもの)	できないこと (業務となっていないもの)
財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 預貯金通帳、印鑑の管理 ● 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど） ● 不動産の管理、処分 (居住用不動産は家裁の許可が必要) ● 遺産分割 ● 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消し <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利子や利益を得て、財産を増やすことを目的とした資産運用 ● 財産の贈与 ● 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人が負担すべきでない費用の支払い (親族の債務や親族が支払うべき家賃など) ● 債務保証、本人の利益にならない財産放棄 ● 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意・取消権の行使 <p style="text-align: right;">など</p>
身上保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活の見守り ● 本人の居住場所の賃貸借契約の締結、費用の支払い ● 治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い ● 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い ● 介護保険サービスや障害者サービス利用契約、サービス内容の確認 ● 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療行為に対する決定及び同意（生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為などをいい、与薬、注射、輸血、放射線治療、手術など） ● 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人 ● 健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと ● 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為 ● 居住する場所の指定（居所指定権） ● 本人の死後の事務（葬儀・相続など） <p style="text-align: right;">など</p>
例外	後見人の判断によるもの	
例外	<ul style="list-style-type: none"> ● 買物・通院同行などの事実行為 ● 予防接種法の「保護者」としての同意（後見人のみ） ● 本人の死後の事務（①個々の相続財産の保存に必要な行為、②火葬又は埋葬に関する契約の締結③成年被後見人の医療・介護費及び公共料金等の支払いなど）※①②の死後事務を行う場合は家庭裁判所の許可が必要です。 <p style="text-align: right;">など</p>	

重要

【成年後見人は、意思尊重義務と身上配慮義務を負っています。】

- 意思尊重義務とは…本人の立場に立って考え、本人の意思を尊重して財産管理・身上保護を行います。

(主観的な視点で本人の意思を尊重します)

- 身上配慮義務とは…本人の心身状態及び生活の状況に配慮します。**(客観的な視点で本人の利益を保護します)**

※本人の希望が健康や生活にとってマイナスとなる場合は、**主観的な本人意思と客観的な福祉**とが対立する場面となり、成年後見人には**両者の調和**を図る役割があります。

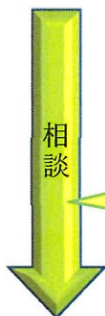
一次相談窓口と二次相談窓口の役割（イメージ図）



家族・親族等・地域住民・医療機関・介護支援専門員・相談支援専門員
後見人等・介護サービス事業者・障がいサービス事業者・警察・医療機関

など

- 申立相談者への支援
(本人情報シートの情報提供等)
- 申立者への支援
(診断書取得サポート等)
- 関係機関の窓口紹介
(家庭裁判所・二次相談窓口等)
- 後見人を含めたケース会議
(チームのサポート)



- 成年後見制度必要性の判断
- 関係機関の窓口相談



【一次相談窓口】

地域包括支援センター、基幹相談支援センター
延岡市（健康長寿課・障がい福祉課）

- 専門的対応
(法的サポート)
- 申立書作成者の情報提供
(司法書士等紹介、書類作成の情報提供)
- 関係機関の窓口紹介



- 専門的相談
(虐待などの困難事例)
- 申立相談
(申立書作成者の相談等)



【二次相談窓口】

延岡・西臼杵権利擁護センター



【弁護士】

一次相談窓口と二次相談窓口の役割

(法定後見制度『申立て前から後見人選任まで』の流れと役割)

項目	【一次相談窓口】の役割 (地域包括支援センター 基幹相談支援センターなど)	【二次相談窓口】の役割 (延岡・西臼杵権利擁護センター)
相談受付	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度必要性の判断 (P5 権利擁護のニーズ把握シート参照) ● 本人情報シート作成 ● 成年後見用の診断書依頼 (必要時) ● 専門的、個別具体的な内容は、延岡・西臼杵権利擁護センターへ相談 	<p>推薦依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所及び市町より後見人等候補者の推薦依頼 (専門職等、複数後見、リレー等) <p>相談依頼 (一次相談窓口・他機関・地域住民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申立て相談 (専門職紹介、申立て書類の情報提供等) ● 個別具体的な相談 (権利擁護に関すること) ● 虐待等の専門的な相談や法的な相談 (弁護士と業務委託契約あり)
アセスメント とチーム作り	<ul style="list-style-type: none"> ● 延岡市へ情報提供 (首長申立て時) ● 延岡・西臼杵権利擁護センターへ情報提供 (依頼時) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の課題やニーズ等について多角的に検討 ● 課題の対応方法を検討 (チーム作り)
受任調整会議 (マッチング)		<ul style="list-style-type: none"> ● 会議開催前の連絡調整、資料作成 ● 会議開催時の司会進行 ● 会議参加者と後見人等候補者の職種を選定 ● 会議で決まった職種の団体等 (弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士) へ後見人等候補者の推薦依頼を行う
顔合わせ	顔合わせに同席 (必要時)	<ul style="list-style-type: none"> ● 顔合わせの日程調整を行い、参加者へ連絡 ● 顔合わせ時の司会進行 ● 顔合わせ後、本人の同意が得られた場合に推薦依頼元へ回答書 (後見人等候補者の推薦) を送付
後見人等が決定 (審判確定)	裁判所調査官による調査に同席 (必要時)	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所等へ審判確定日の確認を行う
チーム会議	チーム会議へ同席 (必要時)	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議の日程調整を行い、参加者へ連絡 ● 後見人等へ情報提供 ● チーム会議時の司会進行 (チームで役割分担できるように意識する)
終了		<ul style="list-style-type: none"> ● 後見人等やチームのサポートを行う (必要時)

権利擁護のニーズ把握シート

令和 年 月 日

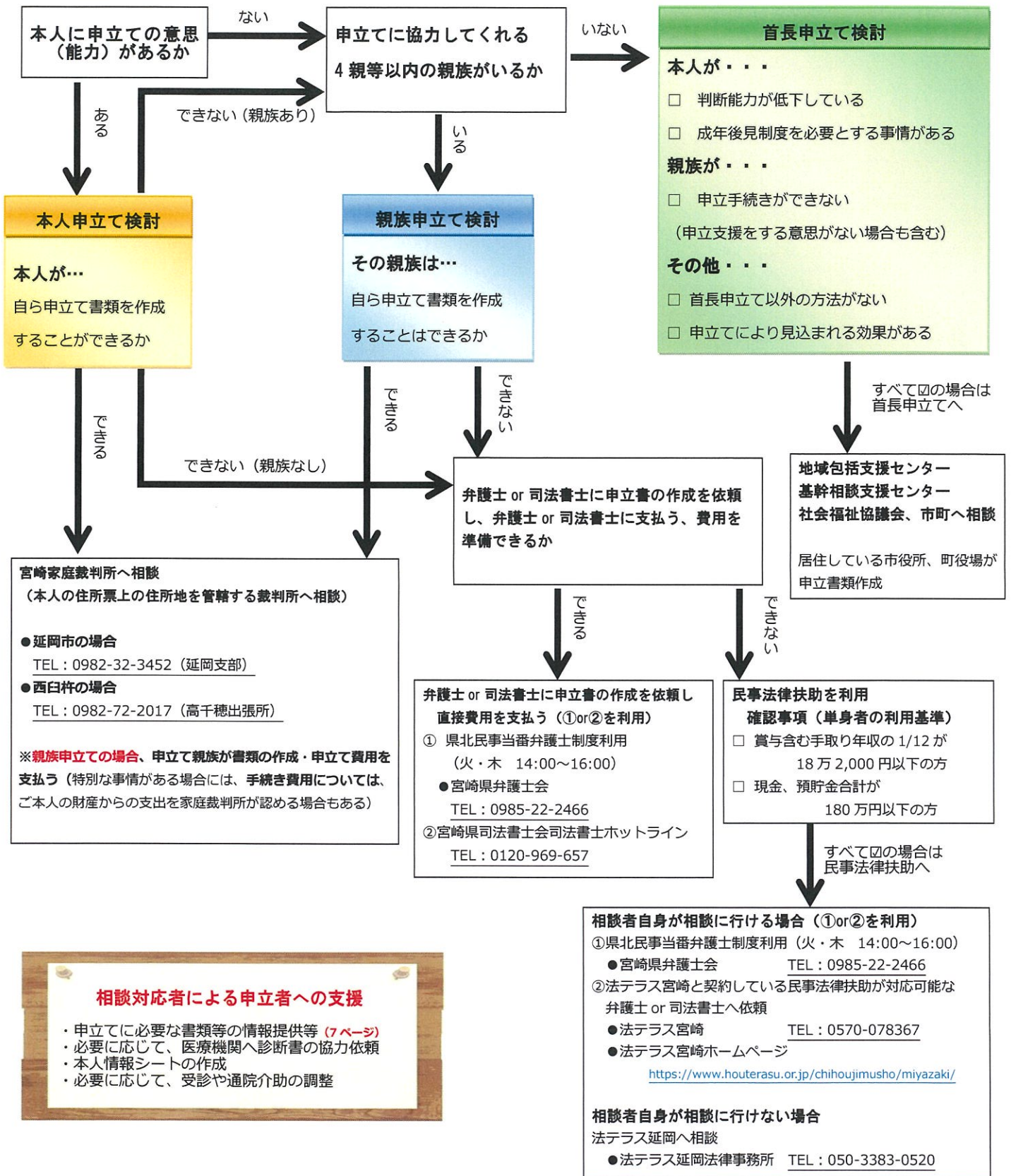
【利用者名】 _____

【記入者名】 _____

権利擁護支援の必要性を判断（記入のポイント）			
①～⑳の中で当てはまる項目を✓をしてください。（本人と支援者、それぞれの視点で記入） ●本人が困っている場合 ⇒本人欄へ☑ ●支援者が課題だと思っている場合 ⇒支援者欄へ☑ ※本人・支援者どちらも☑が入っている課題を優先的に、（10ページ）の窓口へご相談ください			
		本人	支援者
判断能力	① 判断能力に特に課題がないが、毎月の生活費が足りない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 例えば、日常生活は一人ではできるが、不動産の売買や相続などの重要な法律行為を、一人するには不安な部分が多く援助者の支えがあった方が良くと思われる人。（補助相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 例えば、日常の買い物程度ならば一人ではできるが、不動産の売買や相続などの重要な財産行為を一人ですることが難しく本人に代わって援助が必要と思われる人。（保佐相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 例えば、買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ず誰かに代わってもらふなどの援助が必要な人。（後見相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
財産管理	⑤ 収支の管理が一人ではできず、収支のバランスが崩れている。 （預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払い）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 不必要で高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 詐欺被害にあったり、他人の保証人になってしまう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 生命保険などの請求・解約等手続き、税金の申告が必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 不動産の管理、処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身上保護	⑪ 借金の整理が必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑫ 遺産相続（相続・遺産分割等）の手続きが必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑬ 医療・福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。 （補助相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ 医療・福祉サービスの内容が一人では理解できず、本人に代わって契約が必要。（保佐相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑮ 医療・福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。 （後見相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	⑯ 住居の賃貸借契約の手続きが必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑰ 教育・リハビリの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑱ 本人を支援してくれる親族がいない、又は親族の協力が期待できない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑲ 虐待や搾取、権利侵害の恐れがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	⑲ 本人の財産（日々の生活費も含める）を親族又は第三者が管理している。または、管理に問題がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑳ 本人の財産（日々の生活費も含める）を親族又は第三者が管理している。または、管理に問題がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申立人の検討⇒申立て（情報提供）までの流れ

申立人の検討（スタート）



相談対応者による申立者への支援

- ・申立てに必要な書類等の情報提供等（7ページ）
- ・必要に応じて、医療機関へ診断書の協力依頼
- ・本人情報シートの作成
- ・必要に応じて、受診や通院介助の調整

このシートは、相談対応者が申立人の検討時に参考資料としてご活用ください！！

申立てに必要な書類等のチェック表①

1. 申立書類及び費用など		
<input type="checkbox"/>	① 申立書及び申立事情説明書	家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	② 収入印紙3,400円分	1,000円×2枚、600円×1枚、400円×2枚 (保佐や補助で代理権、同意権の申立てをする場合はそれぞれ400円×2枚追加)
<input type="checkbox"/>	③ 郵便切手3,000円分 (保佐や補助の場合は4,000円分)	500円×3枚、100円×5枚、84円×10枚、20円×3枚、10円×5枚、5円×5枚、2円×10枚、1円×5枚 (保佐や補助の場合は500円×2枚追加)
2. 申立人についての書類 ※申立人が候補者となる場合は、4の書類も必要です。		
<input type="checkbox"/>	④ 戸籍謄本	本籍地の役場で発行。郵便取寄せもできます。
3. 本人（判断能力が不十分な人）についての書類		
<input type="checkbox"/>	⑤ 戸籍謄本	④と同じ。
<input type="checkbox"/>	⑥ 戸籍附票または住民票 (マイナンバーの記載がないもの)	戸籍附票は本籍地役場で、住民票は住民登録先の市区町村役場で発行。
<input type="checkbox"/>	⑦ 登記されていないことの証明書	法務局又は地方法務局で発行。 (法務局の支所や出張所では扱っていません。)
<input type="checkbox"/>	⑧ 成年後見用診断書	医師に作成してもらう。定型診断書用紙は家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	⑨ 本人情報シート	医師に診断書を作成依頼する際に本人の状況を把握している方が作成。可能な限り提出する。
<input type="checkbox"/>	⑩ 療育手帳の写し	療育手帳所持者の方。表紙及び本人氏名欄、最新の判定結果が記載された部分をコピーする。
<input type="checkbox"/>	⑪ 本人所有財産の目録 収支状況報告書	家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	⑫ 財産についての資料	チェック表②を参照。
4. 成年後見人、保佐人及び補助人の候補者についての書類		
<input type="checkbox"/>	⑬ 戸籍謄本	④と同じになる場合は1通でかまいません。
<input type="checkbox"/>	⑭ 戸籍附票または住民票 (マイナンバーの記載がないもの)	⑥と同じ。
<input type="checkbox"/>	⑮ 事情説明書	家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	⑯ 同意書	家庭裁判所で配布。本人の親族（推定相続人）が記入

申立てに必要な書類等のチェック表②

※本人の財産内容を証明する資料として、下記の書類を提出してください。書類申請の手続きや手数料は、それぞれの発行機関にお問い合わせください。**(疎明資料が不足したり、不備があると受け付けることができません。該当する財産に関する資料は必ずそろえてください。)**

1. 不動産に関する資料		
<input type="checkbox"/>	ア 不動産登記事項証明書	物件所在地の法務局で発行
2. 預貯金に関する資料		
<input type="checkbox"/>	イ 預貯金通帳の写し（過去1年分の収支が 記載されているもの） ※定期・定額預金の記帳欄も忘れずに	事前に最新の残高等を記帳して、表紙とその裏側及び記帳されているページ（過去1年分）をコピーする。 定期・定額預金部分は必ずコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	ウ 残高証明書	通帳がない場合。預金口座のある金融機関で発行。
3. 有価証券（株式・国債・手形など）に関する資料		
<input type="checkbox"/>	エ 取引残高報告書の写し	取引先の証券会社で発行
<input type="checkbox"/>	オ 証券の写し	証券を持っている人。表裏両面をコピーする。
4. 生命保険等に関する資料		
<input type="checkbox"/>	カ 保険証書の写し	証書を持っている人。表裏両面をコピーする。
5. 負債に関する資料		
<input type="checkbox"/>	キ ローン契約書又は借用書の写し	本人（債務者）又は銀行、会社などの債権者
<input type="checkbox"/>	ク 支払明細書	銀行、会社などの債権者で発行
6. 収入内容を証明する資料		
<input type="checkbox"/>	ケ 給与明細書の写し	本人又は勤務先の会社等
<input type="checkbox"/>	コ 年金証書の写し	証書を持っている人
<input type="checkbox"/>	サ 年金改定の通知書の写し	住民登録先の市区町村を管轄する年金事務所
<input type="checkbox"/>	シ 年金の振り込み口座の通帳の写し	通帳を持っている人
7. 支出内容を証明する資料		
<input type="checkbox"/>	ス 施設利用料、入院費等の領収書の写し	本人の入院している施設又は病院
<input type="checkbox"/>	セ 健康保険料納付書の写し	本人の住民登録先の市町村役場
<input type="checkbox"/>	ソ 介護保険料納付書の写し	本人の住民登録先の市町村役場
<input type="checkbox"/>	タ 固定資産税納付書の写し	物件所在地の市町村役場
<input type="checkbox"/>	チ 地代、家賃などの領収書の写し	家主などの貸し主又は管理会社など

成年後見制度（法定）利用の流れ

①制度必要性の判断

ニーズの把握（5ページ参照）

- 制度必要性の判断

本人の意向確認

- 補助類型は、必ず本人の同意が必要

②申立ての準備

判断能力の確認、類型の選択

- 本人情報シートを作成し、診断書を依頼する際に一緒に提出

申立人の検討（6ページ参照）

- 誰が申立てをするのか検討

③申立て書類の作成、後見人等候補者の検討

申立て書類の作成（7ページ参照）

- 家庭裁判所で申立てに必要な書類をもらう

後見人等になって欲しい人（候補者）の検討

- 希望する候補者がいる場合は、申立書に記載
- 希望する候補者がいない場合は、延岡・西臼杵権利擁護センターが受任調整会議で、候補者を選び、ご本人と候補者で顔合わせを行う

④申立て、家庭裁判所の審判手続

申立て

- 申立て書類ができれば、家庭裁判所へ提出

家庭裁判所の審判手続

- 調査官が事情を尋ねたり、問い合わせを行う
- 必要に応じ、裁判官が直接事情を尋ねる
- 必要に応じ、本人の判断能力について鑑定を行う

⑤審判～審判確定（申立て後、約1～2ヵ月）

審判

- 「後見人等がきました」という通知が届く（本人・後見人・申立人）

審判確定

- 審判後、2週間以内に不服申立てがなければ審判が確定
- ※審判確定後、2週間程度で成年後見登記（法務局に登記）

⑥援助開始

チーム会議

- 審判確定後、ご本人と関係者で役割分担を行う

Q1 成年後見制度（法定）の対象は？



認知症・知的障がい・精神障がい等によって、判断能力が低下した方です。本人の障がいが身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、成年後見制度（法定）の対象にはなりません。

Q2 判断能力の程度は、誰が、どのように判断するの？

家庭裁判所が、本人情報シートや医師の診断書で判断します。また、家庭裁判所が必要と認めた場合には、医師による鑑定を行う場合もあります。本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれます。

Q3 成年後見制度（法定）は、やめることができますか？

成年後見人等の責任は、ご本人の判断能力が回復するか、ご本人が死亡するまで続きます。申立てのきっかけとなった問題（不動産の処分、遺産分割など）が解決した後も続きます。いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げができません。

Q4 成年後見制度（法定）の申立ては、誰が行える？

本人、配偶者、4親等内の親族です。申立てる人が誰もいない場合で、本人の福祉を図るために必要がある場合は、市町村長が申立てることができます。

Q5 申立てに必要な費用は？

- 申立て手数料（800円～2,400円）
登記手数料（2,600円）
 - 郵便切手（3,400円～5,000円）
診断書（5,000円程度）
 - その他（戸籍や住民票等：1,050円）
 - 鑑定料（必要がある場合：50,000円～100,000円）
- ※合計15,000円程度（鑑定料除く）

Q6 申立て費用（弁護士費用・司法書士費用）の支払いは？

申立てに必要なお金は、申立人が負担します。ただし、特別な事情がある場合、手続き費用（Q5）の一部については、本人の財産からの支出を家庭裁判所が認める場合もあります。
※所得が低く申立て費用が払えない場合、法テラスによる分割返済などの支援があります。

Q7 後見人等は、誰が、どのように選ぶの？

家庭裁判所が、申立書類や本人等への面接調査等により、本人に最もふさわしい人を後見人等を選びます。

本人や申立人が、後見人等になって欲しい人（候補者）を希望することはできますが、必ず候補者が後見人等には選ばれません。また、監督人が付く場合もあります。

Q8 後見人等は、どのようなことをするの？

後見人等は本人の意思を尊重し、本人の利益を考えながら、本人の代わりに契約などの法律行為をしたり（代理権）、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり（同意権）、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を取り消したり（取消権）することによって、本人を保護・支援します。

Q9 後見人等に対する報酬は、いつ、誰が決めるの？

後見人等の報酬は、家庭裁判所が、後見人等の事務内容や本人の財産内容を考慮して、その額を決定します。報酬付与申立ては、家庭裁判所に対する毎年1回の定期報告に併せて行うのが通常です。

Q10 後見人等に対する報酬の支払いは？

報酬は、本人の財産の中から支払われます。生活保護の方等、本人の財産状況から報酬を負担することが困難な場合は、市町村が実施する報酬助成制度を利用することも可能です。
※交通費・事務諸経費などは、本人の実費負担（報酬助成対象外）となります。

相談窓口について

身近なトラブルに関する窓口

- **宮崎県消費生活センター延岡支所** TEL (0982) 31-0999
消費生活に関する相談（悪質商法や多重債務、契約に関する事業者とのトラブルでお困りの方など）
- **延岡市男女共同参画推進室** TEL (0982) 22-7056
家庭の悩み、夫婦関係 DV に関すること。
- **延岡市消費生活センター** TEL (0982) 26-0111
消費生活に関する相談（悪質商法や多重債務、契約に関する事業者とのトラブルでお困りの方など）
- **法テラス宮崎** TEL (0570) 078-367
 - ① 特定援助対象者法律相談援助制度…認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることが難しい方。（福祉機関などの支援者の方から法テラスへ相談可能）
 - ② 民事法律扶助…経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う。

「お仕事」「住まい」「家族」「お金」に関する窓口

- **延岡市社会福祉協議会 のべおか自立相談支援センター** TEL (0982) 20-6111
 - ・ 対象者（生活保護に至る前の生活困窮者及びその家族）
仕事が見つからない、借金で困っている、家計のやりくり困っている等、生活に困っている方
 - ・ 支援内容
相談支援員、家計改善支援員が困りごとについて一緒に話し合い、問題解決のお手伝いをする。

判断能力が十分でない方（認知症・知的障がい・精神障がいなど）の窓口

- **延岡市社会福祉協議会 あんしんサポートセンターのべおか（あんサポ）** TEL (0982) 32-6555
 - ・ 対象
 - 1) 認知症高齢者・知的障害者・精神障がい者などで、日常生活の判断に不安のある方。
 - 2) あんしんサポートセンターとの契約内容について理解できる能力をお持ちの方。
 - ・ 支援内容
福祉サービス利用の手続き（福祉サービス利用援助）、日常的なお金の出し入れ（日常的金銭管理サービス）、大切な書類の預かり（書類等の預かりサービス）などのお手伝いをする。
- **高齢者の窓口：地域包括支援センター（各担当地区の窓口へ）、健康長寿課** TEL (0982) 20-7203
- **障がい者の窓口：基幹相談支援センター（各担当地区の窓口へ）、障がい福祉課** TEL (0982) 22-7059
 - ・ 対象
すでに判断能力が十分でない方（認知症・知的障がい・精神障がいなど）
 - ・ 支援内容
判断の能力の不十分な方々を保護し、支援する。
例）不動産や預貯金などの財産の管理や、身のまわりの世話のために福祉サービスや施設（病院）への入所（入院）に関する契約を結んだり、遺産分割の協議を行う等。